

参議院法務委員会會議録第十号

昭和五十三年四月二十七日(木曜日)

午前十時九分開会

事務局側

常任委員会専門員 奥村 俊光君

委員の異動

四月二十七日

辞任

宮本 顯治君

補欠選任

沓脱タケ子君

出席者は左のとおり。

委員長

中尾 辰義君

理事

八木 一郎君

山本 富雄君

寺田 熊雄君

宮崎 正義君

委員

大石 武一君

上條 勝久君

初村 滝一郎君

丸茂 重貞君

阿具根 登君

秋山 長造君

小谷 守君

沓脱タケ子君

円山 雅也君

江田 五月君

瀬戸山三男君

青木 正久君

前田 宏君

香川 保一君

伊藤 榮樹君

國務大臣

法務大臣

政府委員

法務政務次官

法務大臣官房長

法務省民事局長

法務省刑事局長

続は開始されますね。そうすると差し押さえをいたしました抵当権者はどうします。

○政府委員(香川保一君) 競売の申し立てをしないうちに抵当権者も当然競売手続に参加いたしまして配当を受けることができるわけでございます。

○寺田熊雄君 その場合、清算金額を差し押さえたいものはそのまま放置しますか、あるいは差し押さえを解除してその清算金額というものを債務者はもう一遍取り戻すことができますか、そういう関係をちょっと明らかにしてほしいのです。

○政府委員(香川保一君) 通常の場合には競売に参加してきた抵当権者で清算金を差し押さえたいものは清算金の方の差し押さえの申し立てを取り下げることになるかと思えますけれども、これは必ずしも取り下げなくたって構わないわけでございます。ただその場合には競売の方でもう解決するという法律関係になりますので、清算金を供託した債権者は供託金の取り戻しができることとなるわけでありまして。

○寺田熊雄君 局長が中間でおっしゃったことは、この間も伺ったのだけれども、そうじゃなくても、もともと差し押さえした債権者が競売の請求をするのじゃなくて、Aは競売の請求をする、つまり差し押さえせずに、それからBが清算金額をのんで差し押さえをした、こういう場合ですよ。そのBをどうするかという問題です。

○政府委員(香川保一君) 同じ関係になるわけでございます。この法案の七条の三項で、「十五条第一項に規定する場合を除き、供託金を取り戻すことができない。」と規定いたしております。十五條第一項の場合と申しますのは、自分であれはかの者であれ、つまり競売の手続は申し立てによつて始まった場合のことでございますから、つまり競売でいくということになりますと、もう担保仮登記権者は清算金を支払って所有権を取得する

ということができなくなる状態になるわけでございます。競売手続一本でいく、こういう構成になるわけでございます。

○寺田熊雄君 終わります。

○宮崎正義君 前回の委員会でも質問をいたしました確認をしておかなかったもので、確認の意味でもう一度伺いをいたしたいと思うのですが、仮登記担保契約の運用の実態について伺いました。その折に、仮登記及び抵当権につきましては四十三年から四十六年までの古いデータで御説明をいただいたわけですが、その後の実態調査というものがなされていないというふうなお話を伺ったのですが、これはおやりのなるのかどうなのかということ。もう一つは、ぜひこれはやらなきゃいけないのじゃないかという立場の上から申し上げますと、登記簿上の担保仮契約、この件につきましては少なくとも過去五カ年間の担保仮契約の件数を調査しておかなきゃいけないのじゃないかと思えます。過去の実態がわかると同時に、本法施行後の実績が国民の間にも同時に反映し、成果を上げたか。そのためにもちろん、対照の意味にも、本法施行後におけるお骨折りをなさったその実績というものが実態の面にあられれてくるという関係から、将来における担保仮契約の統計等というものは非常に大事なことになると思っております。この点について伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) この前の委員会でも、いわゆるこの言う担保仮登記の実態調査の結果を御報告申し上げたわけでありましたが、そのときは遺憾ながら昭和四十六年までの数字しか申し上げられなかったのをごさいます。その後の登記の面から見ました実態ということも非常に問題になるわけでございますので、仮登記全般の統計から調査いたしました結果をただいま御報告申し上げます。

すが、これはお許しを願いたいのですが、仮登記全部でございまして、つまりここで言う仮登記担保に当たるものも、それから本来そういう債務の担保のためでない純然たる所有権取得の關係の、たとえば売買契約によるものというふうな、そういうものも入ってございまして、これは過去の実績から申しますと、仮登記のうちで大体約一割から一割五分ぐらいが本来の仮登記というふうな考えられますので、さような前提でこの数字をお聞き取り願いたいと思うのであります。

昭和四十七年の統計によりますと、仮登記が全部で二十二万六千件、抵当権の設定登記が百五十五万五千件、四十八年は仮登記が二十一万七千件、抵当権が百八十一万五千件、四十九年は仮登記が二十一万八千件、抵当権が百八十七万五千件、昭和五十年が仮登記が二十万二千件、抵当権が百八十九万五千件、昭和五十一年が仮登記が二十一万二千件、抵当権が二百六万五千件、こういう数字になっております。

○宮崎正義君 お話の筋はわかるのですけれども、特に登記簿上における担保仮登記という、これだけは少なくとも明確にしておかなきゃいけないんじゃないかと、こう私は思うわけなんです。それで確認の意味で質問を申し上げたわけなんです。

それで前回の折には四十六年まで、いま五十一年までの報告をいただきましたのですが、これによりまして相当な件数が伸びているわけでありまして、石油ショック以来特に問題が大きいわけなんです。石油ショック、それ以後の最近における五十二年程度までのものについて石油ショック以来のもののが相当複雑なものが出てくると思つてい

るのですかね。ですからそういうことが今後のこの法律の施行後にどのような実績を上げたかということが、せつかくお骨折りなされてこの法案をおつくりになったわけですから、それを知るためにも少なくとも担保仮契約に対するものは実態というものを掌握しておかなきゃいけないのじゃないかというのを申し上げているわけなんです。○政府委員(香川保一君) 全体的な傾向から見ますと、ただいまお話の石油ショック以後は担保権、

つまり通常の抵当権あるいは根抵当権を利用するものが非常にふえてきておりますが、逆に仮登記は若干でございまして、減少しつつある。これは私どもの推測でございまして、ちょうどその時期に根抵当立法がなされましたが、法律關係が明確になりまして、その関係で反動的に仮登記が減つてきたのではないかと、いふふうに考えております。ただこの法律が成立いたしました後の利用關係の実態というものを、ただいま御指示のとおり十分追跡調査をいたしまして、将来の立法にも備えたいと考えておりますが、恐らくこの立法ができましたと仮登記もやはり法律關係がきつめて明確になりますので、利用されることも多くなつてくるのではないかと、いふふうに見られる半面、いままでは取りつきの、いわば言葉は悪いけれども、悪質なもの、なすようなものはむしろやめても意味がないことに相なりまして、減少の方向に向かう、そういうふうな予測をいたしております。もちろん法律が成立いたしました後の実態につきましても、十分その推移を見守りまして、さらに何らかの立法措置が必要かどうかというのを十分考えてみたい、かように考えます。

○宮崎正義君 それはそのような方向でひとつ御検討をお願いしたいと思います。もう一つお伺いすることを落としておりましたものは、二十条の「仮登記担保契約で、土地等の所有権以外の権利の取得を目的とするものについて準用する。」というところがあるのですが、これらの財産権にはどんなものがあるのか、具体的に伺いをいたしたいと思つてます。

○政府委員(香川保一君) まずこの前御議論にも出ました立木法上の立木、それから不動産とみなされます工場財団、漁業財団、工業財団、それから港湾運送事業財団、道路交通事業財団、観光施設財団、これはいずれも不動産とみなされるものでございまして、以上のものにつきましては、余り仮登記担保というふうなことが実務上は行われな

いようでございまして、それからさらに登記のできる動産でございまして建設機械、それから仮登録のできる物件としてのダム使用権、それから同じく仮登録のできる漁業権、それから入漁権、それから特許権、商標権、実用新案権、意匠権、こういった工業所有権はいずれも仮登録ができるわけ

でございまして、それから仮登記のできるものとして、登記し得る船舶があるわけでございます。それから仮登録のできる航空機、以上申し上げたようなものがこの二十条でいう所有権以外の権利で仮登録ができるものという範疇に入らうかと思つてます。

○宮崎正義君 いま御答弁になりましたそれぞれの問題につきましては、具体的に事例なんかを、私も二、三あるわけですが、それを挙げてやりましたので、問題があるわけなんですけれども、時間がかかるといふ点については質問はいたしませんけれども、この点については省きましても、もう一つ仮登記担保契約に関する法律家の参照条文による国税徴収法との關係で、この附則の国税徴収法等の整理を行っているあれが出ておりますが、参考資料に、これらの骨子というものを御説明願えれば幸いだと思います。

○政府委員(香川保一君) これはごたごた規定を改正いたしておりますけれども、実質申し上げますと、仮登記担保立法による単なる整理でございまして、実質的には変えていないところはございせん。

○宮崎正義君 読んでみて大概字句の違いみたいなものが多いようですから、大体そういうことだろうと思つて伺つたわけなんですけれども、もう一つは、これも時間をかけてゆつくりやらなきゃならない問題なんです、二カ月の清算期間を定めた根拠、その理由です、何かこうちょっと仄聞すると、ここによりまして、最初は二週間、以後は三週間、以後は四週間、というふうな説明もあつた、それから今度は民法の方からいくと二カ月、いや三カ月ぐらいやるのが普通の証明なんか、印税だとか、戸籍抄本

等の証明の期間というのは大体九十日間というところである、そういう間でやたらどうかというふうなことも聞いていたわけなんです、この清算期間を二カ月にしたというところについて、契約の当事者及び利害關係の人たちはどうすればよいのか、何を予想し、要求していくのか、まとめて端的に御説明を願えれば幸いだと思います。

○政府委員(香川保一君) この二カ月の期間、率直に申し上げまして全く腰だめのものではない、まして、合理的な説得力がある説明はできない。申しわけないのでございまして、法制審議会におきましていろいろの意見がございまして、いま宮崎委員の御指摘のようないろいろの考え方がいろいろ議論されたわけでございますが、結局二カ月というところで落ちついたわけでございます。私ども強いて二カ月の期間が必要だということを考えますのは、これは全く予想的なことでござい

けれども、ときには郵便事情が非常に悪いこともあつたわけでございます。そういう郵便事情が非常に悪いときには通常郵便が一週間ぐらいかかるというふうなことが、そういう場合を考えますと、まず債務者に対して通知いたしまして、債務者から返事がくるというのがそれだけ一週間かかりますと二週間になる。そして、その上で債権者が登記簿等を調査いたしまして、その時点における後順位の抵当権者等いわゆる登記上の利害關係人を調査いたしましたして、そしてそれにまた通知をする。これがやはり一週間ぐらいかかると思つたしますと、調査の期間を含めまして約三週間から一月ぐらしかかるであろうと。その上で、今度は通知を受けた利害關係人の方がその清算金の額が妥当かどうかというふうなことを勧告するわけでございます。そして、そのためにはやはり相当の調査も必要で、場合が考えられる。そういういたしますと、結局、債権者の方は急ぐという理由があるのかと思つたしますけれども、債務者あるいはその他の利害關係人から言へば、やはり慎重に対処するという意味から言へば、大まかに申し上げて二カ月ぐらゐ合計かかるのじゃないかろうか、こういうふうなことを考

えておるわけですが、しかし、これは強いての理屈でございまして、率直に申し上げて二カ月が一番合理的だというだけの説明はなかなか困難かと思ひます。いろいろの皆さんの御意見を拝聴して大方の落ちつくところ二カ月ということに落ちついたら、こういう経緯でございまして。

○宮崎正義君 御説明ありがとうございました。確かに競売のことにいたしましたけれども、競売上の問題を考へてみましても、登記上の問題、それからいまだお話がありましたような郵便物の輸送の問題、札幌あたりでは配達しない個所が時折あるわけですから、二週間も三週間も一カ月ぐらゐも配達しないところがあるのです。サポータージューか何かかわかりませんが、それでも、やらないところがあるのです。そういうふうな面から考へていきまして、どうかなというところがありますし、また債務者の立場から言へば、ふなれた問題もありまして、また対応していく期間というものがなかなかつかめないのじゃないかというふうなこともあります。これでいいのかなという私も疑義を持っています。この法案を初めから首をかしげながら、いまに至ってやはり首をかしげているのが――局長の御答弁でも首をかしげているような御答弁なものですから、ちょっと判断がつかぬのでございまして、もう一度競売等がこの期間でうまくいくのかどうか、後順位者の競売等がうまくいくのかどうか、そういう点もひとつもう一回御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) さつき申しましたように、郵便事情の悪いときを想定して利害関係人がいわば合理的な行動をとるということであります。ならば二カ月で十分だというふうな思ひのところであります。私が先ほど申し上げましたのは二カ月では、さつき申しましたようないろいろな悪条件のもとでの二カ月を考へておられますので、ちょっと期間がむしろ長きに失するのじゃないかという御批判が出てこようかと、そういうことを考へまして、ぜひとも二カ月でなきゃならぬという理由がなかなか説明申し上げにくいと申し上げたわけであり

まして、利害関係人の利益の保護という観点から申しますれば二カ月で私は十分だろうというふうな考へております。

○宮崎正義君 これは実際問題、果たしていいかどうかということが今後に残されている私は問題になってくると思ひます。ですから、これは見守つていく以外にないのじゃないかと思ひます。すし、先ほど御答弁がありましたように、本法律を施行後、状態を見ていきながら、また法律の改正等も勘案していかれるという御答弁がございまして、そういう意味で私も見守つていくというふうなことにしたいと思ひますが、十二分にこの点は御留意を願ひたいというのを申し上げて、要望して私の質問を終わります。

○江田五月君 この仮登記担保契約のもとでは、まず被担保債権の弁済期が来て、そしてその後契約において所有権を取得するものとされて、日の後に債務者に対して通知をし、通知到達から清算期間経過後にその目的物の所有権が移転し、そして同時に清算金支払い債務と所有権移転登記義務及び引き渡し義務が生ずる、そういう理解でよろしいわけですね。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでござい

○江田五月君 この引き渡し債務、それから移転登記義務と、これは契約の効果として契約上生ずるのか、それともその移転された所有権に基づく請求権として生ずるのかというふうなことはどうなんでしょうか。つまり、時効との関係は一体どういうことになるのでしょうか。

○政府委員(香川保一君) これはやっぱり所有権を取得したことによつての所有権に基づく引き渡し請求権、それから移転登記請求権というふうな考へるべきだろうと思ひます。

○江田五月君 で、その清算金債務と所有権移転登記義務、引き渡し義務、これが同時履行の関係になるというこはいいわけですが、その所有権の移転の効果は、この二条一項によりまして、通知の到達の日から二カ月を経過したときというこ

とになるのですが、これは契約上変更することができるといふお考えですか、できないわけでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 事前の契約でこれを短縮するといふことは債務者にとって不利益でございまして、したがつて、この法案の三条三項の規定によりまして、無効になるわけにございまして、伸長することは特約でやつても差し支えないだろうというふうな考へております。

○江田五月君 三条三項というのは間違ひいじゃないですか。三条三項は「前二項の規定」です。三から、三項の二項が無効であるといふことを言つていふのであつて、二条の方については何も触れてないのじゃないですか。

○政府委員(香川保一君) 三条二項は清算金の支払いと移転登記、引き渡しの同時履行の規定でございまして、所有権が取得されるといふことと、この所有権の移転の時期を縮めるという関係になりました場合には、つまりそれだけ所有権移転が債権者に早くいくわけにございまして、したがつて清算金の支払いの方も早く受けられるといふことになるわけにございまして、やはり同時履行の関係に立つておる面から考へまして、短くするといふことは許されないと、こういうふうな解釈しておるわけにございまして。

○江田五月君 いや、二条一項、二項ともいわば公序に属する規定であるわけ、三条三項の規定によつて債務者に不利であるから無効だといふことではなくて、この規定自体から強行法規性が認められるのじゃないかと思ひますが、いかがで

○政府委員(香川保一君) 二条一項、二項はまさに強行法規でございまして。そのような意味でこれを變更することは原則的には無効なものでござい

○江田五月君 所有権の移転、それから移転登記、引き渡し、それと清算金債務、これはよろしいの

ですが、被担保債権はいつ消滅するといふお考えですか。

○政府委員(香川保一君) 清算期間の満了と同時に消滅するといふ解釈でございまして。

○江田五月君 それは条文上の根拠とすれば、たとえば九条、それから十一条の括弧書きなんかがあるようですが、まあそれを前提にした規定というふうに読めなくもないといふことであつて、はっきりした根拠はあるのかどうか多少疑問の余地もあるかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(香川保一君) ただいまお示しの条文が一つの解釈の根拠規定になるかと思ひますが、けれども、たとえば三条で清算金を支払うときの算定期間の問題があるわけにございまして、このときに本来の担保されておる債務が消滅したとせんと清算金の支払いという関係が出てこないわけにございまして、清算期間の満了時に本来の債務が消滅する、こういう解釈が当然出てこようかと、こう考へております。

○江田五月君 清算期間が満了したら清算が終わるわけじゃないわけですね。清算が終わつた段階で被担保債権が消滅するといふ考へ方も成り立ち得るのではないかと思ひますが、いかがで

○政府委員(香川保一君) 清算金の支払い債務が発生する時点というのが、まさに逆に申しますと、担保されておる債務の消滅時期といふことになろうかと思ひます。それが二カ月を経過したとき、つまり清算期間が満了したときから清算金の支払い債務が発生するといふことになつておりますので、その時点で債務が消滅するといふふうな解釈するのが一番妥当だろう、こういうこと

○江田五月君 そうしますと、通常民法上の代物弁済の場合には、對抗要件も具備させた段階で弁済の効果が生ずるといふのが普通の考へ方、これは争ひが恐らくないのだと思ひますが、この法律の成り立ち、仕組みとは異なるということ

い、いわば手続的な側面でございますので、この点は同時履行に反してやったからといって、登記が有効無効というふうな議論はないと思ひます。

○江田五月君　そうしますと、ちょっと心配になるのが、せっかく同時履行で、同時履行自体は結構なんですが、実際にはなかなか債権者、債務者の力関係あるいはいろいろな法律知識あるいは経験の問題等を考えますと、債務者の方が適当にちよろまかされて登記だけはやらせてしまうというのを防ぐために、余り同時履行というのは目覚ましい効果、実効性を持たないのじゃないかという心配があるのですが、どうでしょう。

○政府委員(香川保一君)　債務者は金を借りるときにはいわば弱者的な地位にございまして、債権者の無理も聞かざるやならぬというふうなことが、やむを得ない面があるかと思うのでありますが、しかし、この段階になってきて、移転登記をするという場合におきましては、必ずしも債務者は弱者的な地位にあるとは言えないわけでございます。まして、それをし、しかし債務者が何でも債権者の言うなりになるといふことでありますれば、これはもう法律をもつてしてもいかんともしがたいわけでございます。私どもそういうことも考えますと、先ほど二カ月の期間が問題になりましたけれども、現在の登記実務におきましては、法令上、所有権移転登記をする際には印鑑証明書が要ることになっております。これはその有効期間が三カ月というようになっておりますので、そうしますと通常の金を借りる場合にその段階で印鑑証明書をとり、そうしまして弁済期まで大体不動産の仮登記担保を使うような場合というのは、どんなに少なくたって一月ぐらいの弁済期間があるはずでございますから、そうしますとさらにプラス二カ月でございますから最小限三カ月はかかるわけでございます。したがって、もう一度印鑑証明書を債務者に要求しなけりやならぬということになってくるわけでございます。そういうことによつて債務者の同時履行の抗弁権の行使が容易になってくると、こういうふうには法律論

じやございせんけれども、実際問題としてそう相なるだらうというふうな考へておるわけでございます。それ以上の債務者の保護ということとは法律をもつてしては無理なことではなからうかと思ひます。

○江田五月君　それから、この代物弁済予約あるいは停止条件付代物弁済契約というものは、合理性を持つ場合に民法九十条違反ということで無効になつてきたのがそもそのスタートで、その後九十条違反から進んで清算義務があるのだという判例理論が出てまいりまして、清算義務があるというそういう構成が確立した段階で九十条違反ということはもうなくなつたわけですね。で、その清算義務があるという法律構成をする最初のころは、恐らくたしか著しく債権額と不動産の価格が均衡を失つてゐるというやうな要件があつたかと思ひますが、その要件がだんだんとなくなつてゐると、いまこの法律になつてまいりますと清算金が全然ない場合にも金銭債務の担保目的で権利の移転を目的となされた契約で、そしてその権利について仮登記、仮登録の制度がある場合といふのが、すべて仮担保契約、仮登記担保契約に入つてしまふわけ、そうすると先ほどの危険負担の債権者主義を回避しようというやうな形で債権額にちよろど見合ふ物件をとつて、民法上の代物弁済の典型的な、典型的といふますか民法上予定されてゐるそのまゝの形の代物弁済予約なり停止条件付代物弁済契約なりをしようといふことはもうできなくなつたと考へてよろしいわけですか。

○政府委員(香川保一君)　法律的にできなくなつたといふことは言わなくてもいいかと思ひますけれども、不動産の価格の変動がない時期におきまして、目いっぱい債権で不動産をとるといふことは非常に、何といひますか、債権者としては使ひづらくないといふことは確かにあるうかと思ひます。

○江田五月君　それから、いまの危険負担の関係ですが、目的物の滅失ではなくて、何かの関係で

この移転登記義務とか引き渡し義務とかが履行不能になつた場合、まあちよつと細かく検討しないかと事例としてはわかりませんけれども、たとえば第三者の方に移つて、そして第三者の、また関係のない第三者に移つて先に登記がなされてしまつて、仮登記をもつても負けてしまふといふやうな場合には、被担保債権は消滅はしないのでしょうか。

○政府委員(香川保一君)　仮登記がされていません場合には、おっしゃるやうに第三者に先に移転登記がされて、それが実体を伴つてゐるものであるれば、まさに對抗要件の問題として債権者は負けるわけでございますから、これはおっしゃるとおりの結果になるわけでございます。仮登記がしてございませすれば、その後は債権者は法律的には一向痛痒を感じない、つまり所有権を取得して本登記をいたしますれば、第三者の所有権取得が無効になつてしまふわけでございますから、したがつて履行不能といふことにはならないだらうと思ひます。

○江田五月君　何かの関係で履行不能が起つた場合といふ、ちよつとその事例をいまい思ひ浮かべる暇がないのですが、たとえばその仮登記担保に係る仮登記より前に普通の仮登記があつて、それが本登記になつたとかですな……。

○政府委員(香川保一君)　先順位の仮登記があつてそれが先に登記されまふと、その後順位の仮登記も消滅して消されてしまふわけでございますから、その場合にはまさに履行不能といへば履行不能になるわけでございますが、ちよつと危険負担の問題として債権者負担にならない場合の履行不能といふのはちよつと私、事例としてたゞだと思ひつかないのでございますが……。

○江田五月君　本法は判例によつてでき上がった一つの法律体系を判例法のまゝではいろいろ手当てできない、不十分であるといふことから、立法府がそれに呼応する形で判例理論を法律の形に仕上げようといふ、そういうものであらうと思ひ

ますが、そういうふうな判例ででき上がつてゐるいろいろな法律体系を立法府が常に注意をして見ていて、それに呼応する形で立法の手当てが必要なる場合には法の支配のいふ必要ないことだと思ひますが、大臣にひとつ伺つておきたいのですが、この法律もそうですけれども、もつと判例あるいは最高裁の判決に立法府が速やかに対応していかなきゃいけないものとして、やはり最高裁判所によつて違憲であると判断された場合のことがあるうかと思ひますが、刑法二百条の関係といふのは一体どういふふうになさるおつもりであるのか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君)　おっしゃるやうに、法律の最終判断は最高裁判所で判決がありまふと、もし違憲等の判決があれば、この裁判所の判断を尊重して、それに合致するやうに法律を改正する、これが政府なり立法府の責務であらうかと思ひます。

そこで、おっしゃる刑法二百条尊属殺の規定でございますが、これについて昭和四十八年だつたと思ひますが、憲法十四条の規定から見て尊属殺を重く罰しておるのは違憲である、こういうことで、その事案については、二百条の規定でなく、百九十九条一般殺人罪の規定で判決があつたわけでございます。法務省といたしましては、その判決の趣旨を受けて刑法の改正をしなければならぬ、こういう考へ方から検討いたしましたわけでありまふが、ただ最高裁の判決の趣旨が、二百条の尊属殺が憲法十四条の法のもとにおける平等、この原則に直接的に反するといふ趣旨にも解せられない。問題は一般殺人の死刑、無期または三年以上といふのを尊属殺に限つて死刑、無期だけに限定して重い刑を予定してゐる、これが実態の尊属殺の場合、いろいろなケースがあるわけでございますが、当該の事件については、死刑、無期の範囲だけで処罰するといふことはいかにも実態に合致しないといひますか、酷過ぎるという趣旨の裁判であつたと思ひます。その際に尊属といふもの、

親を尊重するという人倫の道を間違っているわけじゃないけれども、余りに、ただ親であるからというだけで殺人の場合に無期以上でなければ処罰の方法がないというのは、憲法の法のもとにおける平等の趣旨にそぐわない、こういう趣旨だと私、解しておるのです。それはそれとして法務省はその判決を受けて、いま申し上げましたように二百条の改正をしなければならぬ、と同時に二百条の改正というよりも二百条を削除する。同時に、尊属に関するほかに尊属傷害致死とか、あるいは尊属遺棄とかあるいは尊属の逮捕、監禁、親に対する子としての不当な行為を罰する規定は御承知のとおりありますが、それまでも削除する意味の法案を用意いたしました、七十一国会に提案を準備したのであります、実際は、ところが、いま申し上げましたように、問題は法理論的に考えますと、御承知のとおり現行刑法は裁判所の裁量の余地が非常にありますから、実際の事案の処理については法務省が考えたとおりでいいと思うのですけれども、ただこの際、刑法の尊属の觀念を削除してしまう、この点については、大きなまた別に異論がありまして、それでは人倫の道というものが、親子の倫理の道といえますか、親に対する報恩、感謝の念、尊重の念、こういうものを法律上から抹殺するということは、わが国の国民感情といえますか、社会感情からいってきわめて不適当じゃないかという有力な意見もまたあるわけでございます。そういうことで最終決定をしかねて今日に至っております、このことは適当でないと思ひます。でありますから、各方面の意見を十分に調整をして早く最高裁の判決に適合する改正をしなければならぬ、かように思っております。思っておりますが、実際の裁判で江田さん御承知のとおり、少なくとも尊属殺については最高裁の判決の判例に従って實際裁判が行われておるとい、直ちにいま不都合はないという問題もありまして、ややおくれたのは、これはまことに恐縮であります、できるだけ早く実定法の上で改正をしたい、かように考えておるわけでございます。

○江田五月君 終わります。
○委員長(中尾辰義君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。
仮登記担保契約に関する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
午後一時まで休憩をいたします。
午前十一時十二分休憩

午後一時五十分開会
○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を再開いたします。
人質による強要行為等の処罰に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。瀬戸山法務大臣。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 人質による強要行為等の処罰に関する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。
一部過激分子による航空機の乗っ取り、在外公館の占拠等の不法事犯は、近時、その手段、態様

において一段と過激化、悪質化する傾向にあり、特に昨年九月のダッカ空港における日航機乗っ取り事件に端的に示されているように、爆発物、銃砲等によって武装した数名の集団によって計画的、組織的にこの種犯行が企てられているため、その都度多数の関係者の生命、身体に重大な危険がもたらされただけでなく、これら関係者を人質にして、わが国政府に対し、身のしる金の提供あるいは被拘禁者の引き渡しを強要するなど、およそ法秩序を確立して民主主義体制を堅持する上から看過し得ない容易ならざる結果を招来するに至っていることは、まことに憂慮にたえないところであります。

もとより、政府としては、かかる事態を前にして、かねてから各般にわたる防止対策を強力に推進してまいりましたのでありますが、先般のダッカ事件を契機として、さらに一層有効な取り締まりを実施する観点から、法制上の問題点につき緊急の改善措置を講ずるため、さきの第八十二回国会において、航空機の強取等の処罰に関する法律等の改正を提案し、航空機強取犯人による人質強要に係る罪を設けることなどの措置を定めることとしたのであります。しかしながら、これらの措置は、この種事犯の再発防止のための抜本的対策の一環として法改正を要する対策のうち、早急に取りまとめの可能なものについてなされたものでありまして、その後世論の動向、関係機関の防止対策の推進等諸般の状況を踏まえて引き続き検討を行った結果、第一、人質による強要に係る特定の行為を処罰する規定を新たに設けること、第二、人質による強要罪を犯した者が人質を殺害した場合を特に重く処罰することの二点を中心として本法律案を取りまとめ、御審議を仰ぐこととした次第であります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。
第一は、人質による強要行為のうち、過激分子によって犯されることが予想される暴力的要素の強い、それだけに人質の生命・身体に対する危険度の大きい特定の行為、すなわち、二人以上共同

して、かつ、凶器を示して人を逮捕または監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、不法な要求をする行為を取り上げ、これに対し無期または五年以上の懲役をもって臨むこととするものであります。

申すまでもなく、この種事犯は、人命を盾として自己の不法な目的の達成を図るという点において、きわめて悪質かつ卑劣な犯罪であり、人質にされた者の生命・身体に対する危険が大きいこと、現行の逮捕・監禁罪あるいは強要罪等をもってしては、これに対応するに十分とはいえないこと等を勘案してこの罪を定めることとしたものであります。

第二は、第八十二回国会において新設された航空機強取法第一条第二項の規定を本法中に取り入れることとするものであります。
すなわち、先般の同法の改正は、当面の緊急を要する措置として、航空機強取を手段とする人質による強要行為を処罰する規定を同法中に設けたものであります。本法が制定されることとなるのに伴い、右の規定は、人質による強要行為の一類型として、本法において統一的に規定することが相当と考えられますので、かような措置をとることとしたものであります。

第三は、人質による強要罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑または無期懲役に処し、その未遂をも処罰することとするものであります。
さきに述べましたように、過激分子による不法事犯は一段と悪質化の傾向を示しており、勢いのおもむくところ、将来にわたり、その手段、態様も、さらにはその要求の内容も、ますます過激化してくることが憂慮されるのであります。およそわが国を含む法治国家は、多年にわたる先人の努力と犠牲の上に定立されたものであり、国の法秩序が厳正に維持されることによつて、国民全体が現在及び将来にわたり自由かつ平穏な生活を享受し得るものであることを考えるならば、速やかに、この種事犯の根絶を図る必要のあることが痛感さ

れるのでありますが、不幸にして再度事犯の発生を見た場合には、国家みずから不退転の決意を持ってこれに対処し、人質の生命の安全を図りつつ、種々方策を講じて犯人に反省と悔悟の機会を与え、その要求を断念させた上で人質を解放させることがこの種事犯の再発防止の要諦であること、を指摘せざるを得ないのであります。しかしながら、かかる厳然たる対応策を講ずる過程において、人質の生命により重大な危険が及ぶに至ることも十分想定される以上、刑事立法の面において、およそ不法な要求を実現する手段として人質を殺害することは絶対に許されるべきことではなく、あえてその行為に出る犯人に対しては文字どおり極刑をもって臨むこととする強い国の姿勢を打ち出すことにより、刑罰の本来有する犯罪抑止力と相まって、犯人に要求を断念させ、人質を安全に解放させるに至る効果が期待されるものと考え、この罪を設けることとしたものであります。

第四は、この種事犯の防止及び処罰には広く国際的な協力が必要であることにもかんがみ、航空機強取法等の例にならない、これらの罪の国外犯処罰規定を設け、これを広く処罰し得ることとするものであります。

その他関連規定の整理を行うこととしております。以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中尾辰義君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は御発言をお願いします。

○寺田熊雄君 この法案の第一条ですね、「二人以上共同して」ということと「凶器を示して」ということが構成要件になっておりますが、一人でやった場合、あるいは凶器を示さなかった場合、これは刑法の監禁罪あるいは強要罪というふうなことで処理することになりますか。

○寺田熊雄君 そういたしますと、非常に刑の均衡が失われておるような感じもしますね。たとえば、一人でやっても二人でやっても全く同じ場合が予想されますね。それから凶器を示さなくても三人以上で同じような被害を与える場合も考えられますね。それを考えますと、ちょっと刑の均衡が余りにも離れているような印象を受けますが、この点いかがでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 今回のこの法案作成の経緯を申し上げますと、大綱は先ほど大臣が御説明申し上げたとおりでございますが、当面予想されますたとえばクアラルンプール事件のような過激分子によって犯されようとする事態に対処するに際して、緊急の必要性があつて立案をいたしましたわけでございます。そういう観点から、過激分子によって犯されることが例となつており、かつ今後予想される、そういう犯罪類型をここで取り上げたわけでございます。そういう過激分子等が犯します人質犯罪の典型的な事例と申しますのは特徴が二点ございまして、一点は、複数の者が力を合わせてかかつてくるということが一つでございます。もう一つは、武装した集団という形でやつてまいり、これが第二の特徴点でございます。さしあたり、私もどなたもいたしましては、そのような分子によるこの種の事犯を防止し、かつ事犯が発生した場合にはこれに対応するといふ目的でこの法案をまとめたわけでございます。

御指摘のように、もし、たった一人の者が行うとか、あるいは複数の者が凶器を示さないで行うという場合でありまして、たとえば、その一人の者が物すごい力持ちであるといふような場合でございまして、あるいは凶器はなくても三人組の威力が非常に強いといふような場合には、同じような結果が発生する場合が考えられないでもございませぬが、そういうことを考えまして一人の場合あるいは凶器を示さない場合もこのような構成要件に取り込んでくるということになりますと、いささか範囲が広くなり過ぎる。たとえば思慮浅薄な者が一人で果物ナイフを示してやった場合

合というふうなものまで入つてまいる、これは適当ではないのではないかといふことで、こういう構成要件にいたしておるわけでございます。

そこで、抜本的な一つの立法政策としては、単純な形の人質強要罪といふような類型を一つ設けて、これをただいま御審議いただきました第一條の一般類型として規定をするといふことがございまして、ちょうど逮捕、監禁、強要の併合罪とこの本条の罪との間に、まあ中二階と申しますか、一つできるということ、法的な整合性といひますか、小野清一郎博士なんかおっしゃいます。言葉を使えば法の美学に適した立法にならうかと思ひますが、それらの点につきましては改正刑法草案にも一応の提案がなされておりますところでございます。将来刑法の全面改正の際に十分考慮して立法化してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうしますと、局長、これは過激分子の犯罪に限るといふふうに理解していいでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 過激分子による犯行を想定してそれに対処するためにつくるわけでございますが、法律でございまして、この構成要件に該当してまいりますれば、必ずしも過激派によつて犯されなくてもございまして適用されることは申すまでもございませぬ。たとえば、暴力団等がこういう挙に出ることも考えられますし、現実にはありました事例としては、ダッカのハイジャックの直後にございまして長崎でのいわゆるバスジャックといふのが二人組で爆発物等を使用して行われましたが、これなどは過激分子と言ふには当たらないと思ひますけれども、この構成要件に該当いたしますので、これによつて処断されることになるか、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 いまちょっと局長は爆発物といふことをおっしゃつたですね。これもこの法案に言う凶器に当たるわけですね。それからもう一つは、凶器にあらざるものを凶

器のごとく擬装する犯罪がありますね。これはやはりこれに当たると見ていますか、どうですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 刑罰法規でありますから厳格に解釈する必要があるわけでございます。まして、「凶器を示して」と、こういう構成要件にいたしておりますから、凶器らしいものではこの構成要件には当たらないと、あるいは凶器に見せかけて凶器でないものを示すといふものもこの構成要件に当たらないと、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 爆発物、銃器、刀剣、かようなものは凶器であると考えております。

○寺田熊雄君 局長がいまおっしゃつたように、過激分子といふことを想定してつくつた法律ではあつても、構成要件に該当する限りは過激分子でなくてもやはりこの法案による罰則を受けるということになりますね。そこで問題になるのですよね。局長は小野清一郎先生の法の美学の理論を持ち出されましたけれども、そういうわれわれの観念的な要請を満たす問題でなくて、現実の問題として、これが刑法の一般の逮捕、監禁や強要罪と比べてみて刑の下限、上限が特段に重いのですから、そこで、これがほかの犯罪に当てはまるべきものがこれによつて規律されるおそれはないだろうか、つまり乱用のおそれはないだろうかといふことが非常にわれわれは憂慮するわけです。この憂慮は必ずしも私だけではないようで、衆議院の方でもこの点附帯決議をつけているようにすけれども、この法案が労働運動あるいは市民運動に適用されるようなことではないだろうか。そうすると、過激分子にあらざる一般の労働組合の活動家であるとか、あるいは市民運動の活動家であるとか、そういう人々が、労働運動の場合には団体交渉ですね、団体交渉の場合にはしばしばトラバールが起きます。そのトラバールが起きます。警察、検察のお立場にある方は行為の結果だけをとらまえますから、それがいかにかどういふ理由で起きたかといふような原因の問題、縁由の問題、被告人の動機その他について余り重きを置かない。これは弁

護人と治安当局との間の大きな相違点になります
が、これが乱用されるおそれはないかということが
非常にわれわれ憂慮するのですが、その点いかに
がでしょう。

○政府委員(伊藤藥樹君) 私ども、この人質強要罪の規定が、市民運動、労働運動、あるいは学内の諸問題、こういうものに適用されるというようなことはちよつとも想像ができないわけでございますが、一応御説明申し上げてみますと、ここにございますように、二人以上の者が凶器を示して人質を取つて第三者に強要すると、こういうことでございまして、人質にすると申しますのは、申し上げるまでもないと思ひますけれども、逮捕あるいは監禁されました者の生命身体の安全に関する第三者の憂慮に乘じまして、この逮捕、監禁されました人の釈放、返還、あるいは生命身体の安全に対する代償として第三者に不法な要求をする、そういう目的で人間を拘束するということを言うわけでございまして、およそ労働運動あるいは市民運動等の中におきまして、凶器を示してたとえば経営者から経営者を逮捕、監禁して、この生命身体の安全が脅かされるであろうことを示して、そして第三者に何かの無法な要求をするということは、ちよつと考えにくいところでございします。団体交渉の場に刃物とか銃器、爆弾というようなものを持って来るわけもございません。

ただ、考えられますのが、いわゆる用法上の凶器というものが考えられますので、その点での御心配があるいはあるのではないかと思いますけれども、判例によつて明らかになっておりますように、用法上の凶器、本来人を殺傷するために使用されるものでないけれども用い方によつてはそういう用途に供することができるそういうもの、これは直ちにそのものが存在するということと凶器になるわけではございませんで、判例の言いますように、人の殺傷に使用される意圖が明らかに外部的に確知され、社会通念に照らし人の視聽覺上直ちに危険性を感じしめる状態になったときに初めて凶器性を帯びると、こういうことになってお

るわけでございます。したがって、団体交渉の場にとえばやや太めの柄のついたブラカードがあったとかあるいは旗ざおがあったということとで直ちに凶器を示したことになることは言うまでもないところでございます。そのブラカードの板に当たるところをとえば取り払って角材でもって殴りかかるような氣勢を示す、あるいは竹ざおで殴りかかるような氣勢を示すというような状況に及ばない限りは「凶器を示して」ということにならないことはもう当然でございます。

それから何よりも団体交渉の場合等におきましては、やはり基本的にそこに労使間の信頼関係というものがあればこそ交渉ということが行われるのだらうと思います。そういう点におきまして、そういう団体交渉の場において経営者の生命身体の危険をもたすべきことを示しておどかし上げるといふようなことは、通常の団体交渉はもちろろん、いろいろな団体交渉を考えてみしても、あり得べからざることではないかというふうに考えるわけでございまして、そういういろいろな観点から考えまして、要するに凶器を示して逮捕、監禁するといふようなことが考え得られないのと同様に、経営者なら経営者、あるいは学内の問題であれば学校当局者、これを人質にしてやるといふことはちょっと考えられないのではないかと。もし仮にそんなものすごい事象が万一起きるとすれば

この構成要件に該当してもしよがらないのではないかと思いますけれども、ちょっと私どもとしてはそういう事態になるということは事柄の性質上考えにくいと、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 局長が用法上の凶器の問題に触れたのでちょうど議論がしやすくなったわけですが、凶器準備集合罪が刑法の中に取り入れられたときも、ブレードとか旗ざおなんというのは凶器でないというふうな前提のもとにこの国会でも法案が審議されたと思いますね。ところが、用法上の凶器ということで学生運動などでこれが凶器という判例が出ておりますね。そういうふうな用いられた場合にやっぱり凶器だというような認

定を受けて有罪の判決がある。高裁で敗れてまた最高裁でそれが敗れてまた高裁に返ってくるというような事例も現実起きておりますね。そういうことになりますと、こういう平穩な場でわれわれが常識的に考えてまずあり得ないだろうと思うことがひょっと起きる場合が実ははないではないようです。私どもは弁護士生活の中でそういう事例を経験しないでもないですね。これはまあ局長は信頼関係ということをおっしゃったけれども、ですから団体交渉を拒否するなんというのはまさ

にその信頼関係を使用者の方が破ることになりま
すね。現実には団体交渉を拒否する使用者があつて、
これは労働関係調整法でたとえストライキ中とい
えども使用者は団体交渉をして自主的に解決しな
きゃいかぬということを使用者側に義務づけてお
ります。ところが、そういう労働法の規定などを
無視して、ストライキをやるような組合とはもう
話をせぬというような労働法に無理解な経営者が
現実におります。それで団体交渉を拒否する。裁
判所に団交に応じなければいけないなどという仮
処分として持つて行つたつて、なかなかそれは強
制執行の方法がありませんから、事実上効果がな
い。そうすると、労働者の方はもう激高して工場
に詰めかける。経営者の方は奥の方に入つてどん
まりを決め込んでもう動かない、だれが行つても。
そこで応援団やなんか詰めかけて、その中には

旗ざおを持った人もブラカードを持った人もおる。ガードマンなんかと小競り合いがあつて、局長のおっしゃるように、中にはブラカードを振り上げたりなんかするような場合も派生的に起きるんですよ、そういう場合には。そういうことで経営者が仮に二十四時間外に出られませんでしたというようなことを言つて、そしてまた工場の一 corner でブラカードで殴り合いがあつたとか旗が林立したとかいうようなことで、それやこれやもう二人以上共同して凶器を示して監禁したのだと、そうして工場長が監禁されている、工場長の生命が危ないなんというところで本社の方で要求をのむとかのまないとかいうようなことでつち上げら

は非常にそういうことを憂慮する。そういう現実の事例にやっぱり遭遇していますからね。だから、つまり局長の言われるような冷静な気持ちで、いわば学問的に考えますと、そういうことはあり得ませんとこう言われるのだけれども、現実の生々しい労働運動の舞台ではとかくそういうことがでっち上げられて針小棒大にされてしまった場合に非常にこわいことになるのじゃないかと思うのですね。どう思われますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに、経営者側が団体交渉に応ずべきであるという労働法上の当然の原理を踏みにじっておるような場合に、御指摘のような大華して労働者側が押しかける、そして実力で交渉を求めるといふような事態が過去にも同回がありましたし、また将来もあり得ると思うのです。しかしながら、その場合に、当該経営者の命が危ないとかそういうような状態で閉じ込めて、そして第三者と言うんですからだれかほかの人に要求を突きつけて、要求に応じなければこのいま閉じ込められておる、先ほどの例で申しますと工場長なら工場長の命がないぞとか、あるいは体を傷つけるぞというような、そういう交渉の仕方ですね、そういうものはちょっと考えられないのじゃないかというふうに思うわけです。

で、うち上げということがあるかもしれないとい

う御指摘でございますけれども、でっち上げようにも余りに去るところが遠くて、どんな警察でありまして、ちょっと人質という概念と、それから経営者が二十四時間なら二十四時間その場所から出られない状態で組合員に囲まれておるといいう状態とは、明らかに本質的に異なりますから、まあそういう御心配は万々ないと私は思います。

○寺田熊雄君 これは実例をお話ししないとわからないかもしれないけれども、昭和二十五年に、岡山県の備前市ですね、これは品川白煉瓦というところであった。当時の社長が国家公安委員長なところというので少し頭にタコくそが上がつておったのかもしいけれども、それは東京にお

げていゝというような概念が基本になっているわけですが、ごさいですが、ごらんいただきますように、凶器を示して人の自由を拘束するという行為は、略取と言わなくても逮捕あるいは監禁であることは明らかでございしますので、そういう意味におきまして略取という概念も用いる必要がないと、こういう観点から略取、誘拐というのは用いてないわけでございします。

○寺田熊雄君　確かに、この凶器の關係で略取、誘拐ということはないということは大體わかるのだけれども、こういう条件——逮捕、監禁して人質を取った場合と、略取誘拐によって人質を取った場合と、両方が考えられるのだけれども、これは刑法の二百二十五条ノ二の身のしろ金誘拐ですか、こういうような規定、あるいは二百二十四条、五条、こういうことで賄えば足りるというそういう意図で本件のような場合に略取、誘拐というも

のを入れなかったのでしょうか。その点はどうでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 考えられる犯罪の態様としては、たとえば要人なら要人をまず誘拐をいたしましたして、どこかにまんまと連れ込んだところで刃物を示して監禁しよう、こういうことも考えられるわけでございます。さような場合には、最初の誘拐の段階は先ほど御指摘の刑法の誘拐罪で評価をする。いよいよどこか隠れ家へ連れ込んで二人以上共同して凶器を示して監禁状態に陥れたと、その時点からこの第一条の規定が動いてくると、こういう考え方をしております。したがって、逆になりますと、単に誘拐はしたけ

けれども 監禁には失敗したというようなことでございますれば、誘拐罪だけで処断をすればよろしいと、ごういう考え方でございます。

○寺田熊雄君 それから刑法の改正草案の三百七条との比較で、特に改正草案の三百七条の罰則よりはずば抜けて重い罰則にしたこの合理的な理由と云うのはどこにありますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 改正刑法草案三百七条に人質による強要罪というのを設けておりまし

て、その刑を「二年以上の有期懲役」ということにしているわけですが、これは身のしろ金誘拐に關します現行法であります刑法第二百二十五条ノ二と對比してごらんいただきますと、明らかに草案の三百七条は一般規定でございます、身のしろ金誘拐が三百七条に対する特別規定の關係になるわけでございます。したがって、身のしろ金誘拐の刑が「無期又ハ三年以上ノ懲役」ということになっておりますのに対して、その一般規定でございますので、「二年以上の有期懲役」というようにそれよりも軽い刑を定めておると、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 それはそうなんだけれどもね。まあ身のしろ金誘拐の現行法は「三年以上」ですから、これとの均衡を著しく逸脱したところまでではないかもしれないけれども、刑法改正草案ですと、人質を死に至らしめたとき、これがこの法案の第一条の刑と一緒にござりますね。それが「無期又は五年以上」ですから、ちょうどこの法案の第一条と一緒にござりますね。人を傷害したときは「三年以上の有期懲役」と。これが身のしろ金誘拐の二百二十五条ノ二と同じ刑になっている。ですから、明らかに刑法草案の三百七条と比しますと、刑の下限、上限ともに著しく重いというのは、初めに返って、やはりこれは過激派というものを想定したためにこう重くなったと理解する以外にないのじゃないかと思うのですがね。どうでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 現行法と改正刑法草案という一つの草案とを同一平面で論ずるといふことは必ずしも厳密に言えば適切でないかも知れませんが、あえて申し上げますと、一般法から特別法の順序に並べてみますと、草案の三百七条が一番基礎的な一般規定で、身のしろ金誘拐はこれの特別規定で、ただいま御提案申し上げております第一条は身のしろ金誘拐に対する關係においても特別規定になるということでございます。そういう形をとりましたのは、二人以上共同して、かつ凶器を示して行うという要質かつ卑劣な行為

であると、その行為の典型的なものは過激分子によって最近行われたクアラルンプール事件その他の事件であると、こういう観点から、上限につきましては無期懲役というものを設定しておるわけでございます。下限につきましては、このような集団で凶器を示して行います犯罪で、かつ人質となった人の生命身体の安全も危殆に瀕するというような状況になり、かつ第三者の憂慮もはなはだしいものがあると、また要求の内容もいろいろな形がありますが、いずれにしても無法な要求であると、こういうような点を総合いたしますと、現行刑法のいろいろな法定刑の定めがありますが、それらを通観いたしますと、やはり強盗罪の法定刑の下限というものが一つのめどになるのではないかと、同じような要質かつ卑劣な犯罪であると、こういう観点から下を五年と、こういうふうに設定したわけでございます。

なお、先ほど草案の人質強要致死罪の刑のお話がございますけれども、もう御承知と思ひますが、改正刑法草案におきましては死刑の数を極度に減らすようにいたしておりまして、およそ死の結果について故意のない場合には死刑をもつて臨まないということにしてすべて無期で頭打ちにしておりますので、そういう關係から確かに御指摘いただきますように、草案の三百七条の第三項、これが人質強要致死でも上が無期で下が五年だと、こういう御指摘が出るのかと思ひますけれども、現行法の体系でまいりますと、致死の場合には死刑を規定するというようなことになるものではなからうか。ただ、改正刑法草案の死刑に対する全体的な立場というものがござりますることを一言だけ申し上げておきます。

○寺田熊雄君 これは非常に方法が卑劣である、それから要求が途方もない無法な要求であるというような局長の御説明を伺いますと、これは全くやはり過激分子の、つまりすでに刑を受けて執行中の受刑者を釈放しろというような、そういうようなことが念頭にあって規定したものとしか考えられないわけですね。労働運動で、たとえば団

体交渉に応じるとか、解雇を撤回しろとか、あるいは工場閉鎖を解けとかというようなことが途方もない無法な要求だなどというのを言い得ないことは明らかで、それから方法としても、卑劣だなどということは言えないので、ですから、やっぱりこれは初めに返って、過激分子を念頭に置いて法務当局がこの条文を起草したものであつて、その起草のときにはもうまさに労働運動とか市民運動とか学生運動などというものは念頭になかつた、こう理解せざるを得ないですね。実際そうでしょう、そういうことは念頭になかつたのでしよう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 立案過程の考え方は、要するに過激分子によります最近見られるような異常な状況、こういうものに対処するものをつくりたいということを出発をいたしまして、次いでそういう構成要件をつくるのですけれども、まことに似ても似つかぬ程度の軽いもの、これが紛れ込まないようになつていくことを次に考えまして、そこで、再々申し上げます集団犯罪でありかつ凶器を示すと、こういう要件でしほりをつけて、この二つの要件を兼ね備えたような形で行われるものということになりまして、まず私どもの念頭に出来まいますのはやはり最近の過激分子の行為と、しからずとするも長崎のバスジャックのようになあいう行為というものが対象になるといふふうに考えるわけでございます、反面、たとえば一時はやりました女子社員を便所へ連れ込んで人質にするといういわゆるトイレジャックというやうなものはいらないというやうなふうな、ある程度間違つて重い罪の構成要件に当たるものがあるべくないやうなという観点で検討した上でこの構成要件を定めたつもりでございます。

○寺田熊雄君 なお、刑法の第二百二十五条ノ二、これは身のしろ金誘拐ですね。それから二百二十七条第二項もしくは第四項、これは拐取補助、被拐取者收受の罪の犯人の蔵匿ですか、あるいは隠避をはかつたもの、それから被拐取者收受罪、こういうものについては解放減輕の規定があります

ね。これは改正刑法草案にもやはり解放減輕の規定があるようですが、本法の罪についても、これはやはりいかなる場合といえども人質の安全というものが非常にわれわれの希望になりますので、それを図るために解放減輕の規定を置いた方がよかつたのではないかと感じもいたしますが、この点どう思われますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘の刑法第二百二十八条ノ二、これは身のしろ金誘拐の罪が新設されましたときにあわせて新設された規定でございます、公訴の提起前にかどわかされた人を安全な場所に解放すれば必要的に刑を軽減するといふきわめて特異な規定でございます。これは当時の立法の過程において、きわめて異例な特殊な刑事政策的な配慮から設けられた規定でございます。すなわち、身のしろ金誘拐の規定ができましたところと申しますと、赤ちゃんの誘拐が非常に横行いたしました時代でございます、結局その手口は、親のすきを見て赤ちゃんをかどわかしまして所在不明の状態に置きまして、そうして親御さんなんか非常に心配をしておられるそれに乘じて多額の身のしろ金を要求するということが横行いたしました、中にはかどわかしてから泣いたりむずかつたりするといふので殺してしまつて、かつ知らぬ顔をして身のしろ金を要求するといふきわめて悪質な事犯が横行したわけでございます。そこで、当時は、赤ちゃんの命だけは何とか助けたらいいということから、身のしろ金はどうも私つてしまつた後であつても、公訴の提起前に、たとえば犯人がそのかどわかした赤ちゃんはこのにいるよというやうなことを捜査当局に教えるなら教えるというやうなことでその赤ちゃんの命だけは何とか取りとめるためにその所在をはつきりさせたいと、こういう考えから、特に警察を中心とする捜査当局におきまして身のしろ金誘拐犯人の説得をいたしますのに、おまえ、もし赤ちゃんだけ無事に返せば刑が半分になるぞというやうな説得をするというやうなことも用いたといふことであつた特殊な規定でございます。

ところで、改正刑法草案の三百七条の人質強要罪にも解放減輕規定が附加されておりますが、これは先ほど来申し上げておりますように、草案の人質強要罪と申しますのが身のしる金誘拐罪に対する一般法の関係になりますので、特別の関係にある上限が無期というような重い罪についても解放減輕の規定があるわけでございますから、その人質強要の一般法につきましても解放減輕を置くことが権衡上相当であると、こういう考え方がとられておるものと承知しておるわけでございます。

ところが、ただいま私どもが御提案申し上げております関係の犯罪と申しますのは、もう御承知のように、どこかへかどわかつてわからなくしてしまつておどかし上げるといふことではなくて、やはり私どもの念頭にすぐ浮かんでまいりますクアランプール事件とかあるいはオランダにおけるフランス大使館の占拠事件のように、犯人たちは、正々堂々という言葉はおかしゅうございませうけれども、しかるべきところに立てこもり、あるいは列車、バス、船舶等の中に立てこもつて、そこに人質を抱え込んでおどかし上げる。そして、結局は、自分人質とともにきわめて遠隔の地まで参りまして、そこで初めて人質を解放する。自分は目的を遂げ、かつ、安全なところまで落ち延びた上で人質を解放する、たとえばアメリカへ行つて解放すると、こういうような事案が最近顯著でございまして、さような事案に対して、たとえばクアランプールの事件を想起いたしまして、リビアへ行つて人質をとにもかくにも安全に解放したと、だからといって必要に刑を半分にしてやるといふのは、いかにも国民感情に合わないのではないかと、さような場合は、裁判所の健全な判断によりましてしかるべき情状があれば酌量減輕すれば済むことではなからうかと、こういうふうに思ふわけでございます。特に八十二国会で御可決いただきました航空機強取法的一条二項の關係になりますと、これに解放減輕を置くということになりますと、ハイジャックそ

ものの刑よりもっと軽い刑になつてしまふ。ハイジャックをした者が受けるべき刑よりも、ハイジャックをし、かつ要求をし、これが満たされた場合の方が人質を安全に解放すれば刑が軽くなつてしまふ、こういう矛盾した結果にもなりまふ。そういうことも考え合わせますと、この解放減輕規定をこのような悪質な罪に置くといふことは、最近の事情からして適當でない、かように考えるわけでございます。

なお、そも身ものしる金誘拐のところにも置きました解放減輕規定も、これまでほとんど適用事例がございませぬ。そういうことにもかんがみまして、私どももいたしましては、刑法全面改正の際には改めてこの解放減輕規定を見直しをいたしまして、本當に置く必要があるのかどうか、必要的に減輕しなければいけぬといふのはいかにも一見合理的であるけれども不合理な点がありはしないかと、こういう点をさらに再検討したい、かように考えておる次第でございます。

○寺田熊雄君 局長のいまの前半の御説明を聞きますと、やはりこの法案を局長が考えておられたときには頭の中はこれらハイジャックなどといつぱいであつて、それだけが何か考慮の対象になつていたといふふうに考えられます。ですから、その限りにおいては局長のおっしゃる方が正しいのかもしれませんが、これは。

それからあと、後半のこの規定の適用がいままでないのを見直すことを考慮していると、こういう点はちよつとまだまだにわかに賛同しがたいけれども、これは将来の問題ですからここでは余りこだわらぬことにしよう。

それからこれはまあ法の美字の問題になるのかもしれませんが、第二條ですね、これは確かに人質といふ点に重点を置いて考えますと本法の中に入れた方が論理的に合うのかも知れませんが、ただ、いまでも私どもが航空機の占拠、そして航空機の中で乗客なり乗員を人質にするといふ場合は、何といつても特色は航空機そのものにあるから、これをやはり航空機

というその特色を重く見て、航空機の強取等の処罰に関する法律の中に入れていた方が、何かこの方、法の美字はともあれ、私どもの常識的な考え方に合致するようなふうな思ひのようですが、この点はどういうふうな考えられましたか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに、ただいまの御指摘も、それなりに一つの考え方として私も十分検討したわけでございます。将来刑法の全面改正といふようなことがございすれば、恐らく航空機強取処罰法の主要規定も、それからたゞいま御提案申し上げておるような規定の關係も、刑法典の中に取り込まれるべきものであらうと、そういういわゆる自然犯の一種だといふふうにおもつておるわけでございますが、今日の段階におきましては、やはり刑法の体系のどこへ入れるべきか、入れどころもなかなかむずかしいところがございますし、とりあえずの立法でございまして、こういう単独立法の形をとつておるわけでござい

ます。そういう前提をとつてあれいたしますと、前回八十二回国会で航空機強取法的一条二項にハイジャック人質強要罪といふのを入れていただいたわけでございますが、その時点はとりあえず立法作業が間に合つたといふものを御承知のように大まかに言つて三つばかりを御提案申し上げたわけでございます。航空機強取法の一部改正と、それから航空危険処罰法の一部改正、旅券法の一部改正と、こういうことでございまして、その時点におきましては、ハイジャック人質強要罪と申しますのが、ハイジャックをした者といふのがもちろん前提になつておりますから、そういう意味で当時の法律の既存の法律といふものの中へはめ込むかといふことになれば、もう当然航空機強取法的一条二項へはめ込むのが最も相当であると、こういうことでこへ置かせていただいたわけでございませう。しかしながら、考えてみますと、航空機強取処罰法と申しますのは、刑法の体系で申しますと、強盜罪の特別類型を中心に規定をしておるわけでございます。一方、今回御提案申し上げ

ておりますのは、刑法の体系で申しますと、強盜罪の特別類型になるわけでございます。そういう意味におきまして、航空機強取法にせつかく入れていただくまじつた一條二項でございませうけれども、これを航空機強取処罰法から除きますことにしまして、この当該法律は、強盜罪の特別類型を規定した法律と、それから一方たゞいま御提案申し上げておるものは強盜罪の特別類型を規定した法律と、こういうふうな考え方をして、理屈の上での整合性を図りたいと、こういう考え方でございませう。

○寺田熊雄君 それからここにいう「人質」といふのはいずれまた判例で明確になつてくるとは思ひますけれども、立法の担当者として局長は人質の概念といふものをどういふふうな規定しておられますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 一応正確に私どもの理解しているところを申し上げますと、「人質にしまして」と申しますのは、「逮捕され、もしくは監禁された者の生命身体等の安全に関する第三者の憂慮に乘じ、釈放、返還または生命、身体等の安全に対する代償として第三者に作爲または不作為を要求する目的で被逮捕者、被監禁者の自由を拘束することをいう」と、かように考えております。

なお、蛇足でございますが、「人質にしまして」という用語は、実定法といたしましては先ほど来御指摘の航空機強取法一条二項で初めて使うといふことになつたわけでございますが、改正刑法草案にございませうことは先ほど御指摘のとおりでございます。さらに諸外国の立法例によりまして、ドイツ刑法二百三十九条のb人質罪、ここでオッセルズという人質といふ言葉を使つております。それからフランス刑法三百四十二條におきまして、人質、オタージュといふのを使つております。それからアメリカ法律協會模範刑法典第二百二十二條におきまして、人質、ホステージといふ言葉を使つております。外国の例を申し上げても直接わが国の法律用語の適否を決める材料にはならないかと思ひますけれども、一応國際的にも

人質という言葉が固定しつつあるというふうに私もは考えております。

○寺田熊雄君 それから当然のことだけれども、第三者の憂慮というものが社会通念上合理的なものでないといけないでしょうね。たとえば、心配せぬでもいいような状態を非常に神経質にあんまり心配して、その心配が合理性を欠くという場合はやっぱり適當ではないと。だから、第三者の憂慮を利用するというその憂慮というものが、結局私ども考えるのは、あんまり主観的に過ぎて客観性を持たない、合理性を持たない、社会通念上度を外れているというようなものは除外されるというふうに理解していいわけでしょう。

○政府委員 伊藤榮樹君）理論上の話として申し上げますれば、この「第三者」というのはいかなかなる人であつてもよろしいわけですし、法人であれ、人格なき社团であれ、国家机关であれ、国そのものであれ、何でもよろしいわけですが、それが、実際問題として憂慮をし、そうにもない人に対して要求するということも考えにくいことでございます。そういう実際の面から見ますと、ただいま御指摘のようなことになると思います。

○寺田熊雄君　それは確かに局長がおっしゃる通りにそれもそうなんだけれども、そういう犯人の何をなすであらうかというようなことを的確に把握しないので対応する、対応を過つと、それこそ人質の生命などを危うくするような危険性があるわけですね。そういうことを考慮してお尋ねしたわけなので、理屈から言えばあるいは局長の言われることが正しいかもしれないですね。

それからこの間八十二国会のときに航空機強取罪の審議をしましたときに、船舶ジャックの場合、あるいは在外公館ジャックの場合、この人質罪についても鋭意検討中であるというような御答弁がありましたね。これはその後どうなっていますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 前回の国会で申し上げました検討中の事項は二つございまして、一つは、ハイジャック人質強要のはかのまあ俗に言うその他ジャックの場合の対策を考えますと。それから

もう一は、こういう人質犯罪について死刑をもつて臨む場合があり得るかどうか、そういうことをするのがいいのかどうか、これも検討しておりますと、この二点お答えしたように記憶しておりますわけでございますが、最初のいわゆるその他ジャックに対応するためのものとして考えましたのが、ただいまごらんいただいております第一条でございます。それからもう一つの死刑の問題につきましては、やはり死刑の適用は非常に慎重であるべきであるという世界的な趨勢、これを受けましたわが国の趨勢、特に改正刑法草案でとうろとしております死刑の適用をきわめて局限したいという考え方、そういう考え方を踏まえまして、ただいま御提案申し上げております第三条のような人質をとつて無法な要求をする、そういう卑劣な行為をしただけでも許せないのに、万一その人質を彼らの言葉で言う処刑するなどという、まことに天、人ともに許すべからざる行為に出た場合には、「死刑又は無期」といういわば極刑で臨む、こういう姿勢をとると、こういうことに結論がなりました、このような法案を御提出申し上げております次第でございます。

○寺田熊雄君　そうすると、もう局長は、検討を約した在外公館で在外公館を占拠して大使を人質にとるとか、あるいは船舶で船舶を船舶ジャックをしてそして船員並びに乗客を人質にとるといふのを全部これにもう盛り込んでしまつて、その問題はこの第一条によつて解決したと、こう言われるわけですね。

○政府委員(伊藤榮樹君) 端的に申し上げますとさようでございます、たとえばシンガポールでかつて起きましたランチをジャックして入質をとって要求をしたような案件、それからこれはわが国の関係ではありませんが、オランダで列車を占領して入質をとって立てこもったような事件、こういうようなものにつきましても、あるいはクアラルンプール事件のように在外公館をいわゆるジャックをした事件、いずれも第一条で対処をいたしたい。

なお、場合によってはこのほかに既存の強盗罪、刑法の強盗罪の一連の規定が使える場合があるのではないか。たとえばシンガポール事件でいいますと、ランチを乗っ取ったという点につきまして、これは犯人をつかまえて犯意を確かめなきゃわかりませんが、ランチの強盗罪、こういうものが適用になる余地もあると、したがいまして、既存の刑法その他の刑罰法令に今回の法案の第一条、これを加えましたもので、検討をお約束しましたものは全部賄わせていただく、こういうつもりでございます。

○寺田熊雄君 本日はこれで終わりました、あと少し残しまして……。

○委員長（中尾辰義君） 本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時二十分散会